日本郵政共済組合定款の一部変更について

日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年７月28日　日本郵政共済組合代表者　根岸　一行

第18条中「25,000円」を「27,000円」に、「50,000円」を「54,000円」に、「100,000円」を「108,000円」に改める。

附則第２条中「25,000円」を「27,000円」に、「50,000円」を「54,000円」に、「100,000円」を「108,000円」に改める。

附　則

１　この変更は、令和８年８月１日から施行する。

２　変更後の第18条及び附則第２条の規定は、令和８年８月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。